

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

令和 6 年 第 2 回

砺波市議会臨時会議案説明資料

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

令和 6 年 5 月 1 5 日

第 2 回 砺波市議会臨時会

令和6年第2回砺波市議会臨時会議案説明資料目次

1	砺波市税条例一部改正の要旨	1
2	砺波市下水道条例一部改正の要旨	1
3	砺波市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例一部改正の要旨	1
4	砺波市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例一部改正の要旨	2
5	富山県後期高齢者医療広域連合規約変更の要旨	2
6	砺波市税条例一部改正の要旨	2
7	砺波市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例一部改正の要旨	3

1 砺波市税条例一部改正の要旨

「地方税法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、砺波市税条例の一部を改正する必要が生じたことから、この条例において所要の改正を行うもの。

(1) 令和7年4月1日施行

ア 私立学校法の改正に伴う引用条項ずれの改正

(2) 公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日施行

ア 公益信託に関する法律の改正に伴う寄付金控除の対象の見直し等

公益信託制度改革に伴う税制上の措置として、寄付金税額控除の対象に、公益信託の信託財産とするために支出した信託事務に関連する寄付金を追加するなど所要の改正を行うもの。

2 砺波市下水道条例一部改正の要旨

国の「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づく、常駐・専任規制等の見直しに伴い、下水道排水設備工事責任技術者の専属規制を選任に緩和することとし、併せて提出書類の整備を行うため、この条例において所要の改正を行うもの。

施行期日 公布の日

3 砺波市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例一部改正の要旨

「地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令」の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除等の対象施設に、事務所等の新設に併せて整備される保育所などの児童福祉施設が加えられたことから、この条例において所要の改正を行うもの。

施行期日 公布の日(令和6年4月19日から適用)

4 砺波市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例一部改正の要旨

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除の対象となる固定資産取得期限が3年延長されたことから、この条例において所要の改正を行うもの。

施行期日 公布の日(令和6年4月1日から適用)

5 富山県後期高齢者医療広域連合規約変更の要旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が令和6年12月2日から施行され、後期高齢者医療制度の被保険者証等が廃止されることに伴い、新たに資格確認書等を発行することとなるため、この規約において所要の変更を行うもの。

施行期日 令和6年12月2日

6 砺波市税条例一部改正の要旨

令和6年度税制改正に係る「地方税法等の一部を改正する法律」が一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行されたことに伴い、砺波市税条例の一部を改正する必要が生じたことから、この条例において所要の改正を行うもの。

(1) 個人市民税における定額減税の実施

令和6年度分の個人住民税所得割から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の減税を実施する所要の改正を行うもの。

(2) 個人市民税における令和6年能登半島地震に係る雑損控除額等の特例措置の創設

令和6年能登半島地震災害に係る雑損失について、令和6年度分の個人住民税における雑損控除額の対象とすることができる特例規定を新設する所要の改正を行うもの。

(3) 固定資産税における土地に係る負担調整措置の延長

負担水準の均衡化を促進するため、据置年度において価格の下落修正を行う措置を含め、現行の負担調整措置を3年間延長する所要の改正を行うもの。

施行期日 令和6年4月1日(一部規定については、令和6年2月21日から適用)

7 砺波市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例一部改正の要旨

「地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正」が令和6年4月1日から施行され、適用期間が2年延長されたことに伴い、砺波市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を改正する必要が生じたことから、この条例において所要の改正を行うもの。

施行期日 令和6年3月31日